

第5回ペットフード小委員会の結果について

中央環境審議会動物愛護部会ペットフード小委員会及び農業資材審議会飼料分科会の合同会合（第5回）が、平成26年3月3日に開催された。合同会議における審議等については、以下のとおり。

1 愛玩動物用飼料の基準及び規格の設定について

- (1) 亜硝酸ナトリウム：基準値を亜硝酸ナトリウムの残存量として、100mg/kg（10%水分換算）とする。

(参考) 亜硝酸ナトリウムについて

- ・発色効果のほか、ボツリヌス菌の増殖抑制や風味の改善に効果がある添加物
- ・残存量 100mg/kg 以下で、添加物として期待される効果を発揮
- ・基準値を 100mg/kg とした場合、健康影響はないと考えられる。

- (2) メラミン：基準値を 2.5mg/kg（水分換算 10%）とする。

(参考) メラミンについて

- ・平成 19 年、米国でメラミンが意図的に混入されたと思われる中国産ペットフードで犬猫が多数死亡
- ・メラミンは、缶詰のコーティング剤に使用され中身に移行
- ・国際基準(Codex)、国内の家畜用飼料及び EU 等で基準値が設定

2 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行状況

附則により、施行後5年を経過した場合、法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた。

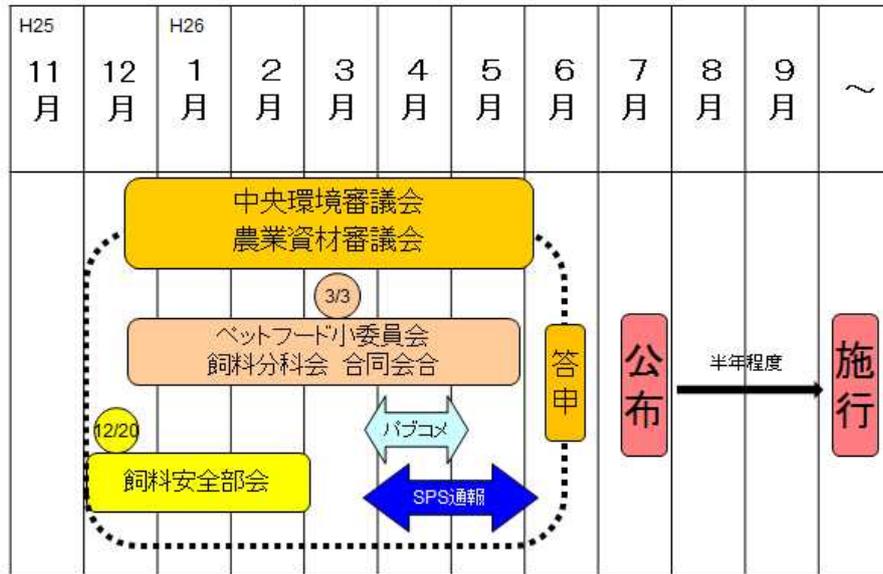
平成26年6月に法施行後5年を迎えるに当たり、法の施行状況として、規格・基準の設定、法の周知、指導及び立入検査、安全関連情報の収集・提供、飼い主への普及啓発及び事業者の自主的な取組等の状況を説明。

議論の結果、本法の規定を見直す必要は認められないとされ、今後はこれまでの取組を継続するとともに、以下の対応を進めていくこととされた。

- ・情報収集と必要に応じたリスク管理措置の検討
- ・立入検査及び事業者による自主的な取組の支援
- ・事業者へのペットフード安全法の周知徹底及びペットフードの安全関連情報の提供
- ・製造工程に関するガイドラインの整備
- ・飼い主への普及啓発

3 今後のスケジュール

(1) 愛玩動物用飼料の基準及び規格の設定



(2) 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行状況 6月以降 パブリックコメント (30日間)